

別表（Ⅲ）中学校教諭一種免許状（英語）取得希望者の単位修得方法（夜間主コース）

◎2019年度入学者

○免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法 I	2		
体育	2	健康スポーツ I 健康スポーツ II 健康スポーツ II c（スキー） 生活と健康	2	1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語 II B 1 英語 II B 2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

○教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目		備考
科目	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育制度	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育	2	
	総合的な学習の時間の指導法		「総合的な学習の時間」指導法	1	
	特別活動の指導法		特別活動論	1	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法	2	
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導	2	「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を含む
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		教育相談	2	
教育実践に関する科目	教育実習	5	事前・事後指導 教育実習 I 教育実習 II	1 2 2	
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	
合単位		27		28	28単位必修

○教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項		授業科目	必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	英語学	言語学概論 英語学概論Ⅰ 英語学概論Ⅱ 英語学概論Ⅲ 英語学Ⅰ 英語学Ⅱ	2 2 2	2 2	選択科目から2科目4単位を必修とする。
		英語文学	英文学史Ⅰ 英文学史Ⅱ 英文学概論Ⅰ 英文学概論Ⅱ 英文学Ⅰ 英文学Ⅱ	2 2	2 2 2 2	
		英語コミュニケーション	英作文Ⅰ 英作文Ⅱ 英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ 英語コミュニケーションⅢ 英語コミュニケーションⅣ	2 2	2 2 2 2	
		異文化理解	比較文化Ⅰ 比較文化Ⅱ 比較文化Ⅲ 比較文化Ⅳ	2	2 2 2	
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		8単位	英語科教育法Ⅰ 英語科教育法Ⅱ 英語科教育法Ⅲ 英語科教育法Ⅳ	2 2 2 2	
要修得単位		28		24	4	

○大学が独自に設定する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	「教育の基礎的理解に関する科目等」 「教科及び教科の指導法に関する科目」 参照		4	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」について、併せて 4単位以上 を修得すること。

備考：

- それぞれ所属する学科の卒業所要単位のほかに、上記単位数を修得しなければならない。ただし、「教免法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)、および「教科及び教科の指導法に関する科目」の「英語コミュニケーションⅠ」、「英語コミュニケーションⅡ」、「比較文化Ⅰ」、「比較文化Ⅱ」は、卒業所要単位と併用できる。
なお、商学科英語専修にあつては、「教免法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」(※「情報機器概論」を除く)、および「教科及び教科の指導法に関する科目」を卒業所要単位と併用できる。
- 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(27単位)を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち28単位を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位に含める。
- この表の各科目は、別表(Ⅱ)と併用できる。なお、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、別表(Ⅰ)～(Ⅵ)において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)並びに社会福祉施設等において、「介護等体験」を行わなければならない。